

後期高齢者医療広域連合モデル規約新旧対照表

旧	新
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保険</u>給付に関する事務</p> <p>(3) (以下略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療</u>給付に関する事務</p> <p>(3) (以下略)</p>
<p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>【例1】</p> <p>2 広域連合議員は、関係市町村の長又は<u>助役</u>により組織する。</p>	<p>(広域連合の議会の組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>【例1】</p> <p>2 広域連合議員は、関係市町村の長又は<u>副市町村長</u>により組織する。</p>
<p>(広域連合の<u>執行機関等</u>の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</p>	<p>(広域連合の<u>執行機関</u>の組織)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>広域連合に会計管理者を置く。</u></p> <p>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</p>
<p>(広域連合の<u>執行機関等</u>の選任の方法)</p> <p>第12条 1～4 (略)</p>	<p>(広域連合の<u>執行機関</u>の選任の方法)</p> <p>第12条 1～4 (略)</p> <p>5 <u>会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。</u></p>
<p>(備考)</p> <p><u>改正後の地方自治法第168条の規定に基づくものである。また、同法第291条の4第4項の規定により、関係市町村の会計管理者が兼職することも可能である。</u></p>	
<p>(広域連合の<u>執行機関等</u>の任期)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(広域連合の<u>執行機関</u>の任期)</p> <p>第13条 (略)</p>
<p>(補助職員)</p> <p>第14条 第11条で定める者のほか、広域連合に必要な<u>吏員</u>その他の職</p>	<p>(補助職員)</p> <p>第14条 第11条で定める者のほか、広域連合に必要な<u>職員</u>を置く。</p>

員を置く。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 (略)

- 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。
2、3 (略)

別表第 2 (第 17 条関係)

共通経費
(略)

保険給付に要する経費
高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 (略)

- 2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 により、広域連合の予算において定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2、3 (略)
4 平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「副市町村長」とあるのは「助役」と、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(備考)

広域連合設立時には、第 7 条【例 1】第 2 項において「助役」、第 14 条において「吏員その他の職員」と規定する規約を議決し、これと同時に、「助役」を「副市町村長」とし、「吏員その他の職員」を「職員」とする規約の変更について、市町村長の専決処分に指定する旨の議決(地方自治法第 180 条)を得ることも考えられる。

別表第 2 (第 17 条関係)

共通経費
(略)

医療給付に要する経費
高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担す

<p>すべき額</p> <p><u>保険給付費割</u> 100%</p> <p>保険料その他の納付金 (以下略)</p>	<p>べき額</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>保険料その他の納付金 (以下略)</p>
--	---